

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国税連携システムによるデータ送信方法の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し

具体的な支障事例

国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体においては、不要な調査事務が減ることで事務の効率化が図れるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。

根拠法令等

所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号 総務省自治税務局企画課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、大田原市、柏市、新宿区、江戸川区、神奈川県、静岡県、兵庫県、久留米市、筑紫野市、延岡市、沖縄県

○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税はまれに

発生している。納税者からの問合せがないと把握できない状況で有り、適正な課税事務をするためにも提案内容については必要と考える。

各府省からの第1次回答

「求める措置の具体的内容」に記載されている「電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにする。」との提案については、実現方式や運用開始時期、他の地方団体の意向などを総合勘案した上で、予算措置を前提として、当庁システムの改修により対応可能であることから、総務省を通じて要望願いたい。

なお、「税務署で処理した後にデータ連絡」する方式に変更した場合、地方団体側への送信時期が遅れることについて、他の地方団体とも調整を要すると思料。

(注) e-Tax で提出された申告書データ等の地方団体への送信タイミングについては、開発当初の検討の中で、総務省が各地方団体との調整を行い、早期処理の観点から納税者が送信し正常に受け付けられた時点でデータ連携を行う仕様としたという経緯がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時とした経緯は承知しているが、二重課税の恐れといった当初想定されていなかった支障が生じており、課税に正確を期すことこそが重要であることから、今回送信方法の見直しを求めているものである。

送信方法については、例えば、現行のデータ送信はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適正なデータを別途送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。

各府省の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向け取り組んでいただきたい。

なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税電子化協議会だけでなく、地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないような見直しを行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

神奈川県としては、課税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Tax で提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとしていただきたい。

また、個人事業税の課税事務を適正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するよう求める。

- ・e-Tax で提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報

- ・本来申告すべきでない税務署に e-Tax で提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報

【静岡県】

本要望の主旨は「税務署で処理した後にデータ連絡」することではなく、書面申告データと同様に、「削除された」及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支障はないと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることには、留意されたい。

各府省からの第2次回答

「各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解」のとおり、各団体により、要求するシステム改修内容が異なることから、総務省又は地方税電子化協議会が中心となり地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして、全地方公共団体が合意した要望を取りまとめ、総務省を通じ、国税庁へ提出願いたい。

なお、取りまとめられた要望については、実現に向けて国税庁としても前向きに取り組んでまいりたい。

6【財務省】

(1) 地方税法(昭 25 法 226)

所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

77

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、環境省

求める措置の具体的内容

国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法 48 条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。

一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。

今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっていて、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。

【支障事例】

本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。

今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000 万円以上が対象。)

低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1~2か月程度要している。)

事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。

また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。

【参考】

過去に同事業を受任した 19 都道府県 308 件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。

根拠法令等

- ・会計法第 29 条の 6 第 1 項、第 48 条第 2 項
- ・予算決算及び会計令 79 条、85 条
- ・地方自治法施行令 167 条の 10 第 2 項
- ・国立公園等整備事業実施要領
- ・国立公園等整備事務取扱要領
- ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令 85 条の基準の取扱いについて(改正 平成 27 年 10 月 1 日環境会発 1510014 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岐阜県

○【支障事例】

本県では、低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。しかし、国直轄（施行委任）事業では、契約予定価格が 1,000 万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなっており、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。

平成 25～27 年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着工が遅れるという事態が生じた。また、県の入札制度に則った場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違うことで入札業者の混乱が生じている。

○【支障事例】

本県では競争入札のうち、予定価格1億円以上のものについてのみ低入札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は 1,000 万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。

施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。（県の低入札価格調査制度でも契約までに1か月程度を追加で要する。）事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、県・事業者とも負担を生じる。

また県の入札事務にて行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な動きの防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから実効あるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。

各府省からの第 1 次回答

会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 48 条第 1 項、第 2 項及び予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 140 条に基づき、本提案における国の直轄事業は、都道府県の知事又は知事の指定する職員(以下、都道府県知事等)が国の会計事務を行うことができるとされ、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 9 項第 1 号に規定された第 1 号法定受託事務に位置づけられている。

地方自治法等では、会計法令と異なる規定が一部あると承知しているが、都道府県知事等におかれては、国の会計事務を法令に則り、適切に行われたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

・地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるにも関わらず、国の会計法に則らなければならないことで、事務負担の増加や工事着工の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違うことで、入札業者の混乱が生じることなどが危惧される。

・会計法の見直しについて、検討の上、可否の理由を示していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

会計法は、国の予算の執行に関する手続きを定める法律であり、国の予算の執行については、統一性、厳正性及び公正性が求められることから、当該会計事務を行うのが都道府県であるとの理由から特例を認めるものではないと考えている。

会計法第 48 条第 1 項に基づき都道府県職員が国の会計事務を行う場合には、予算決算及び会計令第 140 条第 3 項に基づき、あらかじめ都道府県知事の同意が必要となっているため、都道府県が実施するにあたって支障等がある場合は、同意の際に当該予算の執行の責にある各省各庁の長とよくご相談いただきたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限の変更

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式の選択可能期限について、各団体が金利情勢等を考慮し借入時期に選択できるように見直してほしい。

具体的な支障事例

【支障事例】

財政融資資金地方資金の借入について、固定金利方式、利率見直し方式(5年から30年毎)の方式があるが、方式の選択時期が前年度末となっている。

本市では、利率見直し方式(5年毎)を選択しているが、平成27年度債の借入(平成28年5月)において、現下の低金利情勢を勘案し、提示された利率に応じて固定金利や利率見直しの時期の延長を検討したところであるが、平成27年度債の借入金利方式の選択は平成27年5月までに手続きを行うこととされていたことから、金利情勢を踏まえた変更を行うことができなかった。

なお、地方公共団体金融機構については、前年度の8月が借入金利方式の決定期限となっており、金融機関は借入時に決定している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各団体が借入時期における金利情勢等を考慮し選択を行うことが可能となり、公債費負担軽減が図られる。

根拠法令等

地方自治法

平成27年度財政融資資金地方長期資金等借入の手引(財務省 福岡財務支局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鹿角市、福島県、銚子市、厚木市、東海市、八尾市、大村市、五島市

—

各府省からの第1次回答

財政融資資金に係る融通条件(借入年限や借入金利方式の選択等)は、前年度8月末に、各財投機関等から提出される要望に基づき、政府予算案の決定時(通常は前年度12月)に、財投機関毎の融通条件と、それを踏

まえた財投債の調達年限を決定(ただし、地方公共団体については、例外的に借入金利方式の変更を前年度末まで認め、地方公共団体の利便性に配慮。)

27年度財政投融资計画の運用額(決算ベース)8.9兆円のうち、地方公共団体に係る運用額は3.1兆円(35.2%)を占めているところ、各団体の借入時期まで、借入金利方式の選択が留保されることとなれば、必要となる財投債の調達年限への影響が大きく、財政融資資金全体のALM(資産負債管理)上の問題に及ぶため、要望にお応えすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ALM(資産負債管理)を適正にコントロールし、地方公共団体に低利で融資していただいていることは理解できるが、地方の厳しい財政状況や他の機関における選択時期を踏まえつつ、選択時期を少しでも後倒しできるように検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

財政融資特別会計は民間金融機関と異なり、利ざやをとらずに収支相償で低利・長期の融資を実施している。このため、貸付と調達のキャッシュフローのギャップの拡大による金利変動リスク(金利の変動によって損益が変動するリスク)が顕在化した場合には財政融資特別会計の収支悪化を招くことから、金利選択時期の更なる後倒しにお応えすることは困難であると考えている。

(地方公共団体の都合により借入実行時まで借入金利方式の選択時期を遅らせた場合、個々の地方公共団体が金利変動リスクを回避できる分は、取引の相手方である財政投融资特別会計にまとめて蓄積されることとなる。)

(参考)

財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)においては、年末に財政投融资計画を策定する際に、独立行政法人及び地方公共団体等への貸付けのキャッシュフローに見合うよう、調達である財投債(国債)のキャッシュフローで調整することを基本としてALMを実施し、金利変動リスクの軽減を図っている。

ただし、財投債の発行年限は、現在、5年や10年、20年といったものに限定されていること、貸付けの大半が均等償還型のキャッシュフローであるのに対し、財投債が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、年度別の資産と負債のキャッシュフローのギャップが依然存在し、金利変動による収支への影響は完全に遮断されてはいない。

こうしたなか、地方公共団体の借入金利方式の変更については、独立行政法人等と同様、前年度8月末にしていたが、地方公共団体の利便性に配慮し、例外的に前年度末まで認めているところである。更なる後倒しについては、財政投融资特別会計において更なる金利変動リスクを許容することとなることや、独立行政法人等の取扱いとの関係から困難であると考えている。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

273

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財政融資資金における起債前貸制度の変更

提案団体

池田市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

財政融資資金における起債前貸制度について、事業完了までの間のつなぎ資金として事業進捗の円滑化を図るために設けられた制度であるが、年度ごとに出来高に応じた貸付制度(起債前貸ではなく本貸として)に変更する。

具体的な支障事例

財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条により、貸付対象事業が完了した後でなければ、貸付けを受けることができない。そのため、複数年度にわたる貸付対象事業においては、事業進捗の円滑化を図るため、つなぎ資金を貸し付ける起債前貸制度が設けられているところであるが、事業完了段階でつなぎ資金(起債前貸)を利息を付して返済し、新たに普通地方長期資金(本貸)に借り換えることになっており、事務手続きの煩雑化及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度ごとに出来高に応じた貸付制度に変更することにより、事務手続きの負担軽減及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担解消を図ることができるもの。
※機構資金については、現行制度において出来高に応じた貸付となっている。

根拠法令等

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第26条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、銚子市、厚木市、東海市、大阪市、八尾市、羽曳野市、伊丹市、五島市、朝倉市、大村市、延岡市

○財政融資資金の起債前貸で借り入れた資金に係る利息については、普通交付税の基準財政需要額(実額算入分)の算定対象とならないため、過疎対策事業、辺地対策事業等、本来であれば基準財政需要額に算入されるべき事業であっても、当該利息分については算入されず、自治体の負担増となっている。
※機構資金等の出来高に応じた貸付であれば算定対象となるため、資金によって差異が生じている。

各府省からの第1次回答

地方公共団体の起債は、特定の目的に限って認められているところ、当該目的は、貸付対象事業の完了により初めて達成されることから、財政融資資金の貸付に当たって貸付対象事業の完了を確認することが必要だと考えている。

起債前貸制度については、事業完了までの間のつなぎ資金が必要となる場合に貸付を行っているものであり、財政融資資金の調達コスト等を賄うための利息の徴収が必要となるが、その利率は長期資金の場合と同じ。また、事業完了段階での起債前貸から長期資金への借り換えに当たって必要となる事務手続については、27年度の地方分権改革提案を踏まえ、既に提出書類の簡素化等を行っており、必要最小限の手続となっていると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答の趣旨や提出書類の簡素化等を行っていただいていることは理解するが、一方で、地方債資金の分類上同じ公的資金に分類される地方公共団体金融機構資金においては、従前より、年度ごとに出来高に応じた貸付制度を実施していただいているところ。

また、事業完了の前段階であっても、地方自治法に基づき部分払が認められているところであり、当該支出の財源として、一時貸付ではなく長期貸付としていただくような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

出来高に対する長期貸付の実施に係るご見解については、先般の回答で申し述べたとおり、地方公共団体の起債は、特定の目的に限って認められているところ、当該目的は、貸付対象事業の完了により初めて達成されることから、財政融資資金の貸付けに当たって貸付対象事業の完了を確認することが必要だと考えている。

つなぎ資金(起債前貸)に係る借入利息の負担が生じているとのご見解については、①起債前貸の後に長期貸付を借り入れた場合と、②長期貸付のみを借り入れた場合を、同一の起点で単純に比較すれば、①の方が起債前貸の金利負担だけ多くなる。ただし、当方でお示ししている長期貸付の償還期限(借入期間)は上限であり、例えば、地方公共団体が貸付対象事業の借入利息の総額などを考慮し、半年毎に定めている償還期限を前倒し(借入期間を短縮)することは可能である。

なお、仮に、起債前貸に代えて出来高に対する長期貸付を行う場合、財務局において、事業内容や起債額等の審査などに、これまで以上に多大な時間を要することとなり(起債前貸の貸付実績は年間数千件)、限られた人員や時間の制約がある中で対応することは、極めて困難であることをご理解頂きたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

財政融資資金における貸付期限の変更

提案団体

池田市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

財政融資資金の普通地方長期資金の貸付けにおいて、明許繰越する事業に係るもの(以下、「補正繰越分」という)については、繰越年度の5月末日まで借り入れることができるよう制度を変更する。

具体的な支障事例

財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条により、貸付期日の延長期限が貸付決定された翌年度の3月末日となっている。そのため、3月下旬完成予定の補正繰越分については、事業が「ほぼ完成」の状況で、国庫補助金の実績報告見込に基づき、2月中旬に借り入れの申込みをしなければならず、事業完了後に国庫補助金の実績報告を提出し、国庫補助金の確定額が実績報告見込額から減額となった場合は、補助裏債(国庫補助事業の地方負担分に対する起債)の借入対象額も減額となり、結果、借入額に超過が発生することとなる。そこで、借入額に超過が発生するリスクに鑑み、国庫補助金の実績報告見込に基づき算出した借入対象額から、安全を見て借入申込額を圧縮する検討を余儀なくされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

繰越年度の5月末日までの借り入れができるようになれば、実績報告の確定後に借り入れできるため、超過額の発生リスクを回避できるようになる。
※機構資金については、現行制度において繰越年度の5月末日までの借り入れが可能となっている。

根拠法令等

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

小樽市、鹿角市、福島県、茨城県、銚子市、厚木市、三条市、上越市、東海市、八尾市、羽曳野市、伊丹市、徳島市、大牟田市、五島市、朝倉市、大村市、延岡市

○本市においても同様のケースが発生しており、特に国の補正予算に基づく補正予算債の発行について、安全を見て発行を検討するケースがあり、その場合、普通交付税措置の基準財政需要額への算入が減額となるため、地方負担が追加で発生することとなっている。

各府省からの第1次回答

「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第3条においては、長期運用予定額の繰越しの期限は翌年度とされている。これは、財投対象機関の事業については、その性質上、国の予算の対象となっている事業に比べ弾力的に運営する必要があることから、長期運用予定額にかかる財政融資資金を年度を越えて新たに長期運用することができるよう、財政融資資金の繰越しを定めているものである。

こうした定めを受け、「資金の管理及び運用の手続に関する規則」においても、普通地方長期資金等の貸付について、年度を越えて3月末日まで貸付期日の延長を認めているところである。本提案の実現のためには上記の法律及び規則の改正が必要となるが、運用規律維持の観点から、貸付期日の更なる延長を認めることは適切ではなく、当該改正は困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答の趣旨は理解するが、一方で、地方債資金の分類上同じ公的資金に分類される地方公共団体金融機構資金においては、従前より、現行制度において繰越年度の5月末日までの借り入れを認めていただいているところ。

また、明許繰越する事業であっても、地方自治法に基づき5月末日までの出納整理期間が設けられているところであり、地方自治体の出納整理期間に合わせた借り入れができるような制度の見直しの検討を引き続きお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【徳島市】
機構や民間資金については5月末日までの借入が可能となっており、運用規律維持と地方自治体の借入業務円滑化の両立を図るよう要請する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

長期運用予定額は、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条において、毎会計年度、国会の議決を要することとされている。この長期運用予定額について、同法第3条は、繰越しの期限を翌年度としており、複数回の繰越しは認められていないことから、貸付期日の更なる延長を認めることは困難であることをご理解いただきたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—